

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 6 号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成 27 年寒川町規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」に改める。

### 附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。